

「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」の要点

I これまでの取組

- ① これまで、19年7月5日の政府・与党とりまとめ、昨年6月27日の「今後の道筋」等に沿った取組を進め、年金記録問題の解決に当たってきた。

具体的には、未統合記録(5000万件)の問題については、

- ・ 昨年10月までに全ての受給者・加入者1億9百万人に「ねんきん特別便」の送付を終え、本年1月末時点で、約7割の7,200万人の方から御回答をいただき、このうち、約9割の方(約6500万人)の年金記録の確認作業が終了した
- ・ 「ねんきん特別便」による記録確認に加えて、住基ネットによる調査、旧姓による調査等により解明作業を進めている

また、年金記録の正確性の問題については、

- ・ 標準報酬等の遡及訂正事案について、戸別訪問調査の実施等により、正しい記録への訂正と事実関係の調査を進めている
- ・ 紙台帳とコンピュータ記録の突合せについて、まずは、国民年金の特殊台帳について実施している
- ・ 「年金記録確認第三者委員会」については、体制を大幅に拡充し、19年度末までに申し立てられた事案については、99.8%の処理を終えたなど、着実に取組を進めている。

- ② これまでの取組の進捗を踏まえ、引き続き、年金記録問題への対応を着実に進めるため、今後の具体的な対応の「道筋」をお示しする。

II 今後の主な対応

① 基本方針

年金記録問題への取組の工程としては、22年1月の日本年金機構の発足までの間に一区切りをつけるため、体制強化等により事務処理を集中的・計画的に実施する。人員については、賃金・派遣等職員の増員を図り、年金記録問題への従事者数を全体で1万人を超える規模とする。

② 主な具体的対応

ア 未統合記録の問題への対応

(i) ねんきん特別便

21年1月末現在で、送付数の約7割に上る7,200万人の方から御回答をいただいたが、さらに、定期便に「回答のお願い」を同封するなどして、回答をいただく。

また、回答いただいたもののうち、9割の方(約6500万人)について、年金記録の確認作業が完了しているが、本年3月までに受け付けた「訂正あり」回答については、日本年金機構の発足までを目途に年金記録の確認作業を完了することを目指す。

フォローアップ照会について、未統合記録を同封した文書を送付すること

により作業を迅速化する。

(ii) 記録解明のための作業

旧姓情報により、未統合記録との突合せを行い、未統合記録の持ち主であると思われる方に、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)を送付する等の取組を進めていく。

また、各種解明作業を行うとともに、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討する。

(iii) 再裁定処理

再裁定処理については、昨年12月の280人体制を、現在470人に増強し、この年度末には1月当たり約20万件程度の処理を行うこととしており、本年夏頃を目途に、社会保険業務センターへの進達から3ヶ月程度で処理できるようにすることを目指す。

イ 年金記録の正確性の確保

(i) 「ねんきん定期便」

本年4月から、現役加入者の方に対し、毎年誕生月に、標準報酬を含む個人の年金に関する幅広い情報が記載された「ねんきん定期便」が送付され、御自身の年金記録を確認できることとなる。

「ねんきん定期便」については、政府広報等による周知・広報や、専用ダイヤルの設置、社会保険事務所での来訪相談等の相談体制を整備する。

(ii) 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

2万件の戸別訪問については、本年3月末までに概ね終了した。

不適正に遡及訂正されている記録の訂正については、給与明細や雇用保険の記録等がある場合のほか、事業主や社会保険事務所への調査により、事実と反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う。

職員の関与については、必要な調査を順次実施しているところであり、職員の関与が明らかになった場合には、的確に対処していく。

(iii) 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ

国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せについては、地方社会保険事務局の人員体制を拡充し、第2次審査を促進し、突合せ作業を完了させる。

国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等については、21年度中に「電子画像データ検索システム」を構築した上で、22年度から実施する。

(iv) 年金記録確認第三者委員会

年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者(無年金者を含む。以下同じ。)からの申立てを優先的に処理することとする。

また、20年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも21年中を目途に処理を終えることとする。